

大阪市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの皆様へのお知らせです

令和4年(2022年)7月1日から

全国の指定小児慢性特定疾病医療機関で受給者証が使用できます。

- 次回申請手続き後、令和4年7月1日以降に交付される受給者証から、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されたものに順次切り替わります(個別の指定医療機関名は記載されません)。
- 令和4年7月1日以降、指定医療機関の追加・変更の申請は不要となります。
(令和4年6月30日までに受診する場合は、これまでと同様に追加・変更の申請が必要です。)
- 現在お持ちの受給者証(個別の指定医療機関名称が記載されているもの)についても、令和4年7月1日以降は、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても、有効期間内はご使用いただけます。その場合、受給者証とあわせて、この案内を指定医療機関に提示してください。

旧表記

小児慢性特定疾病医療受給者証			
公費負担者番号		受給者番号	
〇〇病院			
△△病院			
□□訪問看護ステーション			
指定医療機関名		指定医療機関名	

新表記

小児慢性特定疾病医療受給者証			
公費負担者番号		受給者番号	
全国の指定小児慢性特定疾病医療機関			
指定医療機関名			

令和4年7月1日以降に交付される受給者証には医療機関の個別名称は記載されません

- ※ 受給者証は、有効期間内において、認定された疾病及びそれに付随して発現する傷病に関連する保険診療のみ使用できます。
- ※ 受給者証の記載変更とあわせて、令和4年7月1日以降の申請から、申請書に記載する受診指定医療機関は1箇所のみとします。
- ※ 指定小児慢性特定疾病医療機関については、その医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市のホームページによりご確認ください。

(問い合わせ先)
大阪市保健所管理課保健事業グループ
TEL 06-6647-0654
FAX 06-6647-0803